特養利用料金（多床室）

R8.8.1

対象者		預貯金額（夫婦の場合）	要介護度	居住費	食費	介護サービス 1割負担	サービス提供体制強化加算	看護体制加算 Ⅰ	看護体制加算 Ⅱ	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	介護職員処遇改善加算	合計金額（円） 1日合計	合計金額（円） 1か月合計（30日）
市町村民税世帯非課税	第一段階 生活保護受給者	要件なし	①～⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一段階 老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）	①	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	300	9,000
			②												
			③												
			④												
			⑤												
	第二段階 本人の公的年金収入額（※）とその他の合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）	①	430	390	589	18	6	13	22	12	11	120	1,619	48,570
			②			659							132	1,701	51,030
			③			732							145	1,787	53,610
			④			802							157	1,869	56,070
			⑤			871							169	1,950	58,500
	第三段階① 本人の公的年金収入額（※）とその他の合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）	①	430	680	589	18	6	13	22	12	11	120	1,909	57,270
			②			659							132	1,991	59,730
			③			732							145	2,077	62,310
			④			802							157	2,159	64,770
			⑤			871							169	2,240	67,200
	第三段階② 本人の公的年金収入額（※）とその他の合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）	①	530	1,420	589	18	6	13	22	12	11	120	2,749	82,470
			②			659							132	2,831	84,930
			③			732							145	2,917	87,510
			④			802							157	2,999	89,970
			⑤			871							169	3,080	92,400
	第四段階 上記以外の方（266万以上）		①	1,100	1,900	589	18	6	13	22	12	11	120	3,799	113,970
			②			659							132	3,881	116,430
			③			732							145	3,967	119,010
			④			802							157	4,049	121,470
			⑤			871							169	4,130	123,900
	第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入＋その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上		①	1,100	1,900	1,178	36	12	26	44	24	22	239	4,597	137,910
			②			1,318							264	4,762	142,860
			③			1,464							289	4,933	147,990
			④			1,604							314	5,098	152,940
			⑤			1,742							338	5,260	157,800

【その他加算】

- ・安全対策体制加算　20円／入所時1回加算
- ・生産性向上維持体制加算（Ⅱ）　10円／月
- ・口腔衛生管理加算（Ⅱ）　110円／月
- ・個別機能訓練加算（Ⅱ）　20円／月
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）　50円／月
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）　50円／月

※非課税年金も含みます。（非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。）
居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。